

【川越キャンパス研究科用】

■事前審査について

□対象研究科 理工学研究科、学際・融合科学研究科、総合情報学研究科

□事前審査とは

出願資格のうち下記に該当する者が、東洋大学「大学院入学試験」の出願をするにあたり、事前に審査を受けなければならない制度です。対象の方は、この事前審査に合格した場合に限り、「大学院入試」の出願が認められます。

- ・博士前期課程・・・・・・・・・・・・出願資格 (9) ～ (13) の場合
- ・博士後期課程・・・・・・・・・・・・出願資格 (7) ～ (9) の場合

□提出期限・提出方法

提出期限 2018年8月入学試験受験希望者 → 2018年6月29日(金)まで
 2019年2月入学試験受験希望者 → 2018年11月1日(木)まで

提出方法 事前審査提出書類一式を「書留・速達」で郵送してください。(消印有効)
 封筒の表書きに、「事前審査書類在中」と朱書きしてください。郵送以外の出願は受けません。

□問い合わせ先・審査書類提出先

事前審査の必要がある者は、事前審査の書類提出の前に、電話でお問い合わせください。

〒350-8585 埼玉県川越市鯨井 2100 東洋大学川越事務部教学課 大学院担当宛 TEL049-239-1313

□提出書類

「出願資格事前審査申請書」と必要な「添付書類」を提出してください。

<http://www.toyo.ac.jp/site/gs/ad-index.html>

	研究科	入試方法	No.	書 類	提出の有無	
					博士前期課程	博士後期課程
添付書類	理工学研究科	一般入試	1	履歴書	○	○
			2	最終学歴の証明書「卒業(見込)証明書および成績証明書」 高卒認定試験合格者または大検合格者の場合、合格証明書および合格成績証明書を提出	○	○
			3	業績書(任意書式)	○	○
			4	職歴証明書(本学所定用紙)、または博士前期課程入学時点において、本研究科における研究内容と関連の深い業務に通算4年以上常勤として従事したことが分かる書類 ※短期大学の卒業者は、同通算2年以上とする常勤として従事したことが分かる書類	○※1	
			5	査読付き論文の抜刷1編以上、または自らが全体もしくは特定専門分野の主担当として作成した理工学関連分野の報告書2編以上		○
	学際・融合科学研究科	外国人留学生一般入試	1	履歴書	○	○
			2	最終学歴の証明書「卒業(見込)証明書および成績証明書」 高卒認定試験合格者または大検合格者の場合、合格証明書および合格成績証明書を提出	○	○
			3	業績書(任意書式)	○	○
			4	本人が著者の一員である査読付き論文の抜刷1編以上(博士後期課程の場合、英語論文に限る)または上記に準ずる書類(取得特許を証明する書類、英語能力の証明書、各種資格取得証明書、国際的活動経験や実務経験を証明する書類、過去に大学院において入学許可を得たことを証明する書類、等)	○※2	○※2
			5	査読付き論文の抜刷1編以上、または自らが全体もしくは特定専門分野の主担当として作成した総合情報学関連分野の報告書2編以上		○
総合情報学研究科	外国人留学生一般入試	1	履歴書	○	○	
		2	最終学歴の証明書「卒業(見込)証明書および成績証明書」 高卒認定試験合格者または大検合格者の場合、合格証明書および合格成績証明書を提出	○	○	
		3	業績書(任意書式)	○	○	
		4	職歴証明書(本学所定用紙)、または博士前期課程入学時点において、当該国の学校教育における教育歴と、本研究科における研究内容と関連の深い業務に常勤として従事した職歴の年数を合計して16年以上の経験を有することが分かる書類	○※1		
		5	査読付き論文の抜刷1編以上、または自らが全体もしくは特定専門分野の主担当として作成した総合情報学関連分野の報告書2編以上		○	

- ・高等学校の卒業生または高卒認定試験合格者または大検合格者であることを前提とする。
- ・理工学研究科、総合情報学研究科 博士前期課程を志望する外国人の場合、当該外国の学校教育における16年未満の教育を受けた文部科学省の定める学校教育法に規定されている大学入学資格を有する者であることを前提とする。
- ・外国籍の方は、入学試験要項の「外国籍の方の出願資格」により、出願可能な入学時期と入試の関係を確認すること。
- ※1：パートタイムとしての勤務や兵役等はこの期間に含めない。
- ※2：パートタイムとしての勤務や兵役、青年海外協力隊員やNGO職員等は国際的活動経験や実務経験に含めない。

※事前審査で提出された書類、証明書は返却いたしませんので、ご注意ください。
 (「大学院入試」の出願が認められた方は、出願手続に則り、あらためて書類を提出する必要があります。)

1. 博士前期課程

博士前期課程に出願することのできる者は、次の各号の1つに該当する者です。

ただし、2018年秋入学のための志願者は2019年3月31日を2018年9月30日と読み替えてください。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者および2019年3月31日までに卒業見込の者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者および2019年3月31日までに授与される見込の者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者および2019年3月31日までに修了見込の者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者および2019年3月31日までに修了見込の者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したものに限り）を有する者として当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者および2019年3月31日までに修了見込の者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限り。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了することおよび当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者および2019年3月31日までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者および2019年3月31日までに修了見込の者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に3年以上在学した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者若しくは外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績をもって修得したものと認めた者
- (11) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したものに限り。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績をもって修得したものと認めた者
- (12) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において当該者を大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (13) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

2. 博士後期課程

博士後期課程に出願することのできる者は、次の各号の1つに該当する者です。

ただし、2018年秋入学のための志願者は2019年3月31日を2018年9月30日と読み替えてください。

- (1) 修士の学位を有する者および2019年3月31日までに授与される見込の者
- (2) 専門職学位を有する者および2019年3月31日までに授与される見込の者
- (3) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者および2019年3月31日までに授与される見込の者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者および2019年3月31日までに授与される見込の者
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者および2019年3月31日までに授与される見込の者
- (6) 学校教育法施行規則第156条第4号の規定により、国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者および2019年3月31日までに授与される見込の者
- (7) 学校教育法施行規則第156条第5号の規定による外国の学校等において、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

博士前期の出願資格(1)～(8)、博士後期課程の出願資格(1)～(6)に該当する者は、東洋大学大学院入学試験を受験するにあたって、「事前審査」の手続をとる必要はありません。